

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

効率的な医療提供体制の確保を目的とした国の病床数適正化支援事業に対応するため、市立総合病院の病床数を削減する。

第2 改正の内容

市立総合病院の一般病床を10床削減し、365床から355床とし、病床数の合計を474床とする。

病床数

	改正前	改正後
一般病床	365床	355床
精神病床	115床	115床
感染症病床	4床	4床
合計	484床	474床

第3 施行期日

令和7年9月30日

岩見沢市条例第19号

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月16日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「365床」を「355床」に、「484床」を「474床」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月30日から施行する。